

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和6年11月28日（令和6年（行情）諮問第1314号及び同第1315号）

答申日：令和8年3月13日（令和7年度（行情）諮問第1002号及び同第1003号）

事件名：「このシミュレーションの概要」及び当該文書をつづっている行政文書ファイル等につづられた文書の一部開示決定に関する件  
「このシミュレーションの概要」及び当該文書をつづっている行政文書ファイル等につづられた文書のうち特定の開示決定等で残りの部分とされた文書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる各文書（以下、順に「本件請求文書1」及び「本件請求文書2」といい、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求に対し、別紙の2に掲げる各文書（以下、順に「文書1」ないし「文書48」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定については、本件対象文書の一部を不開示としたことは妥当であるが、別紙の3に掲げる文書を対象として、改めて開示決定等をすべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年9月21日付け防官文第19727号、同年12月1日付け同第24545号、令和6年8月30日付け同第19643号及び同日付け同第19644号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分4」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

##### (1) 原処分1について

アないしキ（略）

##### (2) 原処分2について

アないしカ（略）

(3) 原処分3及び原処分4について

アないしエ (略)

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カ及びキ (略)

ク (略)

他に文書がないか確認を求める。

(略)

審査請求人には確認する手段がないので、他に文書がないか念のため確認を求める。

ケ (略)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

(1) 原処分1及び原処分3について

本件開示請求は、本件請求文書1の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の2に掲げる本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和5年9月21日付け防官文第19727号により、別紙の2に掲げる文書1について、法9条1項に基づく開示決定処分(原処分1)を行った後、令和6年8月30日付け防官文第19643号により、別紙の2に掲げる文書2ないし文書48について、法5条1号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分(原処分3)を行った。

本件審査請求は、原処分1及び原処分3に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合して諮問する。

なお、原処分1に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約1年1か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起されており、それらにも対応していたことから、本件諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(2) 原処分2及び原処分4について

本件開示請求は、本件請求文書2の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の2に掲げる文書2ないし文書48を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和5年12月1日付け防官文第24545号により、別紙の2に掲げる文書38について、法9条1項に基づく開示決定

処分（原処分3）を行った後、令和6年8月30日付け防官文第19644号により、別紙の2に掲げる文書2ないし文書37及び文書39ないし文書48について、法5条1号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分4）を行った。

本件審査請求は、原処分2及び原処分4に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合して諮問する。

## 2 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とした。

## 3 審査請求人の主張について

### (1) 原処分1及び原処分3について

ア ないしキ (略)

ク 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分3においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条1号及び6号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

ケ (略)

コ 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件請求文書1に係る行政文書は保有していない。

サ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分1及び原処分3を維持することが妥当である。

### (2) 原処分2及び原処分4について

ア ないしカ (略)

キ 上記(1)クと同旨。ただし、「原処分3」とあるのを「原処分4」、「本件対象文書」とあるのを「別紙の2に掲げる文書2ないし文書48」と読み替える。

ク (略)

ケ 上記(1)コと同旨。ただし、「本件請求文書1」とあるのを「本件請求文書2」と読み替える。

コ (略)

サ 上記(1)サと同旨。ただし、「原処分1及び原処分3」とあるのを「原処分2及び原処分4」と読み替える。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審

議を行った。

- ① 令和6年11月28日 諮問の受理（令和6年（行情）諮問第1314号及び同第1315号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同年12月19日 審議（同上）
- ④ 令和8年1月20日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象文書の見分及び審議（令和6年（行情）諮問第1314号及び同第1315号）
- ⑤ 同年3月9日 令和6年（行情）諮問第1314号及び同第1315号の併合並びに審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び6号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、本件各諮問において、諮問庁は原処分1及び原処分2に係る審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件請求文書1に係る開示請求書の「このシミュレーションの概要」（出典：参議院外交防衛委員会（5月23日））、及び当該文書を綴っている行政文書ファイル等に綴られた文書の全て。【裏面をご参照下さい】との記載及び添付資料から、「極めて現実的なシミュレーションの概要」という国会に提出した国会審議資料及び当該文書をつづっている行政文書ファイル等につづられた文書の開示を求めているものと解し、別紙の2に掲げる本件対象文書を特定し、文書1につき先行開示決定（原処分1）を行い、文書2ないし文書48につき原処分3を行った。

イ 本件請求文書2に係る開示請求書には、「このシミュレーションの概要」（出典：参議院外交防衛委員会（5月23日））、及び当該文書を綴っている行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち防

官文第19727号(2023. 7. 25-本本B1041)で残り部分とされた全て。」と記載されていることから、本件請求文書1に係る原処分1で残りの部分とされた文書の開示を求めているものと解し、文書2ないし文書48を特定し、文書38につき先行開示決定(原処分2)を行い、文書2ないし文書37及び文書39ないし文書48につき原処分4を行った。

ウ 審査会への諮問後、本件対象文書の外に、本件請求文書に該当する文書として、別紙の3に掲げる文書を保有していることが確認された。

エ 本件各審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書及び別紙の3に掲げる文書の外に本件請求文書に該当する文書は確認できなかった。

(2) これを検討するに、まず、諮問庁の上記(1)ウの説明を踏まえれば、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書として、別紙の3に掲げる文書について保有していると認められるので、これを対象として改めて開示決定等をすべきである。

他方、本件対象文書及び別紙の3に掲げる文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の上記(1)の説明に特段不自然、不合理な点は認められない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書及び別紙の3に掲げる文書の外に本件請求文書の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められない。

### 3 不開示部分の不開示情報該当性について

当該不開示部分には、国会議員の質問の趣旨や理由及び国会議員の氏名等が記載されていると認められる。

(1) 当該部分を不開示とする理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、次のとおり説明した。

当該不開示部分は、国会議員とのやり取りや国会議員から公開を前提とせず入手した内容及び国会議員からの要求に基づき提供した資料であり、これを一方的に公にすると、国会議員との信頼関係が損なわれ、国会質問対応等に必要な情報の取得が困難になるなど、今後の国会関連業務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示とした。

(2) 当該不開示部分は、これを公にすることにより、国会議員との信頼関係が損なわれ、今後の国会関連業務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の上記(1)の諮問庁の説明は否定することはできず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、当該不開示部分は、法5条6号柱書きに該当し、別表の

番号1は、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした各決定については、不開示とされた部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書として別紙の3に掲げる文書を保有していると認められるので、これを対象として、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

## 別紙

### 1 本件請求文書

#### (1) 本件請求文書1 (令和6年(行情)諮問第1314号)

「このシミュレーションの概要」(出典:参議院外交防衛委員会(5月23日))、及び当該文書を綴っている行政文書ファイル等に綴られた文書の全て。【裏面をご参照下さい】

#### (2) 本件請求文書2 (令和6年(行情)諮問第1315号)

「このシミュレーションの概要」(出典:参議院外交防衛委員会(5月23日))、及び当該文書を綴っている行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち防官文第19727号(2023.7.25一本本B1041)で残り部分とされた全て。

### 2 本件対象文書

文書1 シミュレーションの概要

文書2 令和5年2月3日(金) 衆・予算委 本庄 知史君(立憲)  
問1

文書3 令和5年2月6日(月) 衆・予算委 穀田 恵二君(共産)  
問4

文書4 令和5年3月9日(木) 参・外防委 小西 洋之君(立憲)  
問1

文書5 令和5年3月9日(木) 参・外防委 小西 洋之君(立憲)  
問手持ち

文書6 令和5年3月17日(金) 参・外防委 小西 洋之君(立憲)  
問6

文書7 令和5年3月30日(木) 参・外防委 小西 洋之君(立憲)  
問6

文書8 令和5年3月30日(木) 参・外防委 小西 洋之君(立憲)  
問7

文書9 令和5年4月18日(火) 衆・安保委 斎藤 アレックス君  
(国民) 問3

文書10 令和5年4月18日(火) 衆・安保委 斎藤 アレックス君  
(国民) 問手持ち

文書11 令和5年4月25日(火) 参・外防委 小西 洋之君(立憲)  
問6

文書12 令和5年4月25日(火) 参・外防委 小西 洋之君(立憲)  
問手持ち

文書13 令和5年5月9日(火) 参・外防委 小西 洋之君(立憲)  
問1

文書14	令和5年5月9日(火)	参・外防委	小西	洋之君(立憲)
問2				
文書15	令和5年5月9日(火)	参・外防委	小西	洋之君(立憲)
問3				
文書16	令和5年5月9日(火)	参・外防委	小西	洋之君(立憲)
問4				
文書17	令和5年5月9日(火)	参・外防委	小西	洋之君(立憲)
問5				
文書18	令和5年5月9日(火)	参・外防委	小西	洋之君(立憲)
問6				
文書19	令和5年5月9日(火)	参・外防委	小西	洋之君(立憲)
問7				
文書20	令和5年5月9日(火)	参・外防委	小西	洋之君(立憲)
問9				
文書21	令和5年5月9日(火)	参・外防委	小西	洋之君(立憲)
問10				
文書22	令和5年5月9日(火)	参・外防委	小西	洋之君(立憲)
問11				
文書23	令和5年5月23日(火)	参・外防委	伊波	洋一君(沖繩)
問1				
文書24	令和5年5月23日(火)	参・外防委	伊波	洋一君(沖繩)
問2				
文書25	令和5年5月23日(火)	参・外防委	伊波	洋一君(沖繩)
問3				
文書26	令和5年5月23日(火)	参・外防委	小西	洋之君(立憲)
問1				
文書27	令和5年5月23日(火)	参・外防委	小西	洋之君(立憲)
問2				
文書28	令和5年5月23日(火)	参・外防委	小西	洋之君(立憲)
問手持ち				
文書29	令和5年5月30日(火)	参・財金外防委連合審査会	小西	洋之君(立憲)
問9				
文書30	令和5年6月6日(火)	参・外防委	高良	鉄美君(沖繩)
問2				
文書31	令和5年6月6日(火)	参・外防委	小西	洋之君(立憲)
問1				
文書32	令和5年6月6日(火)	参・外防委	小西	洋之君(立憲)
問2				

- 文書 3 3 令和 5 年 6 月 8 日（木） 参・外防委 小西 洋之君（立憲）  
問 4
- 文書 3 4 令和 5 年 6 月 8 日（木） 参・財金外防連合審査会 小西 洋  
之君（立憲） 問 3
- 文書 3 5 資料要求回答（令和 5 年 1 月）
- 文書 3 6 資料要求回答（令和 5 年 2 月）①
- 文書 3 7 資料要求回答（令和 5 年 2 月）②
- 文書 3 8 資料要求回答（令和 5 年 2 月）③
- 文書 3 9 説明要求使用資料（令和 5 年 2 月）
- 文書 4 0 資料要求回答（令和 5 年 4 月）
- 文書 4 1 説明要求使用資料（令和 5 年 4 月）
- 文書 4 2 説明要求手持ち想定（令和 5 年 4 月）
- 文書 4 3 資料要求回答（令和 5 年 5 月）（提出資料）
- 文書 4 4 衆議院議員原口一博君提出防衛力強化に係るシミュレーション  
に関する質問に対する答弁書
- 文書 4 5 衆議院議員原口一博君提出防衛力強化に係るシミュレーション  
に関する質問に対する答弁書（一問一答）
- 文書 4 6 衆議院議員原口一博君提出防衛力強化に係るシミュレーション  
に関する質問に対する答弁書（説明要旨）
- 文書 4 7 衆議院議員原口一博君提出防衛力強化に係るシミュレーション  
に関する質問に対する答弁書（参考資料）
- 文書 4 8 理事会協議事項

3 改めて開示決定等すべき文書  
防衛力整備計画の概要

別表（原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由）

番号	文書名	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 2	1 枚目の一部	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 1 号及び 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
	文書 9		
	文書 1 1		
	文書 1 3		
	文書 1 4		
	文書 3 3		
	文書 4 0	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部	
	文書 4 3	8 枚目及び 9 枚目のそれぞれ一部	
文書 4 7	2 9 枚目及び 3 0 枚目のそれぞれ一部		
2	文書 2	6 枚目の一部	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
	文書 3		
	文書 2 5		
	文書 4 3	7 枚目の一部	

※当審査会事務局で整理した。